岐

次

公安委員会規則

目

る司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 の請求及び傍受ができる期間の延長を請求することができ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状

(刑事総務課)

_~;

 (\equiv) 平 成二十八年十一月三十日

号

外

公安委員会規則

則をここに公布する。 間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期

平成二十八年十一月三十日

岐阜県公安委員会 委員長

古

田

伯

岐阜県公安委員会規則第九号

改正する規則 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができ る期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を

間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則 (平成十二年岐阜県 公安委員会規則第十一号) の一部を次のように改正する。 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期

本則中「第四条」を「第四条第一項」に改め、本則第一号中「刑事部」を「生活安全 刑事部、交通部」に改める。

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

外 毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

号

平成二十八年十一月三十日